平成２３年（フ）第５号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1730番地１
債務者　山口　直輝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３号
長崎県対馬市厳原町久田道1568番地１、前住所長崎県対馬市厳原町久田95番地68
債務者　田中　和恵
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
富山市向新庄町２丁目３番15―201号　レオパレスＭＡＴＳＵ
債務者　花木　国夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
富山市婦中町羽根新26番地１　中之島ハイツ102号、前住所富山市向新庄976番地４
債務者　村田　　等
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
千葉県柏市松ケ崎277番地１　ヴィラフィオーレ103号
債務者　五十嵐美幸（旧姓川原園）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目10番21―１号
債務者　松本慎一郎
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６号
千葉県松戸市千駄堀1710番地　秋谷グリーンテラスＢ棟５号
債務者　小椋ひとみ
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１００号
千葉県柏市布施新町２丁目３番12号
債務者　吉川　　亮
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県流山市西初石２丁目913番地の１　コンドミニアム初石Ａ―307
債務者　大井さゆき
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０８号
千葉県松戸市五香南２丁目11番地の９　シャロルスター104号
債務者　山田　祐輝
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１１０号
千葉県松戸市東平賀220番地の１　イーストコートⅢ202号
債務者　島田和明こと　陳　　金良
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県野田市野田707番地
債務者　鈴木　武幸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１号
北九州市若松区西園町８番50号
債務者　奥　　久美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８号
福島県白河市久田野前田63番地　市営３―201号
債務者　木田　公雄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
神奈川県横須賀市上町４丁目81番地
債務者　寺田　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目28番４号　ピュアハウス201
債務者　佐藤真由美（旧姓青田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目20番地
債務者　山永　奈美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部